

徳島県脱炭素社会の実現に向けた 気候変動対策推進条例

（すだちくん未来の地球条例） 低炭素社会から「脱炭素社会」へ、新たな羅針盤

徳島県民環境部環境首都課

徳島県は、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定した（条例第57号として平成28年10月31日公布、平成29年1月1日施行）。

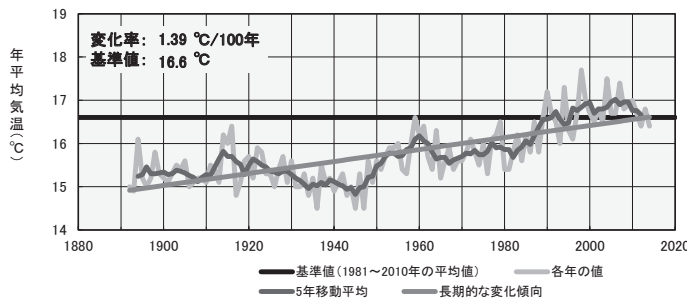
条例は、脱炭素社会の実現に向け、気候変動対策の推進に関する基本理念や県民生活・事業活動等に関する基本的な対策を定める。温暖化を遅らせる「緩和策」と気候変動による影響への対策に努める「適応策」が柱。「脱炭素社会」、「気候変動対策」を掲げる条例は全国初となる。

1 条例制定に至った背景

（1）地球環境の異変

アメリカ航空宇宙局（NASA）及びアメリカ海洋大気局（NOAA）の発表によると、平成26年以降、世界の年平均気温は3年連続で過去最高を更新するとともに、平成27年末には大気中のCO₂濃度が観測史上初めて、400ppmを超えるなど、現在、気候変動対策は待ったなしの状況となっています。

徳島県においては、年平均気温はこの100年間で約1.39℃の割合で上昇し、今世紀末には、20世紀末に比べ3.0℃前後上昇することが予測されており、これは現在の屋久島の平均気温に相当するものとなっています。



徳島の年平均気温の経年変化（統計期間1892～2014年）
（出典：徳島地方気象台作成）

こうした地球温暖化の進行により、農産物の品質悪化や熱中症等の健康被害、大雨による洪水の増加など、県内においても様々な影響が懸念されています。

（2）国際的な動向

こうした中、世界各国の対立を乗り越え、平成27年12月に、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、温室効果ガス排出削減の新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択され、平成28年11月4日、採択から1年足らずの早さで発効しました。「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を、産業革命から2℃未満、できれば1.5℃以内に抑える努力をすることが合意されており、今

世紀後半には、温室効果ガスの排出を実質ゼロ、つまり「脱炭素社会の実現」を目指すことが世界の共通目標として掲げられました。

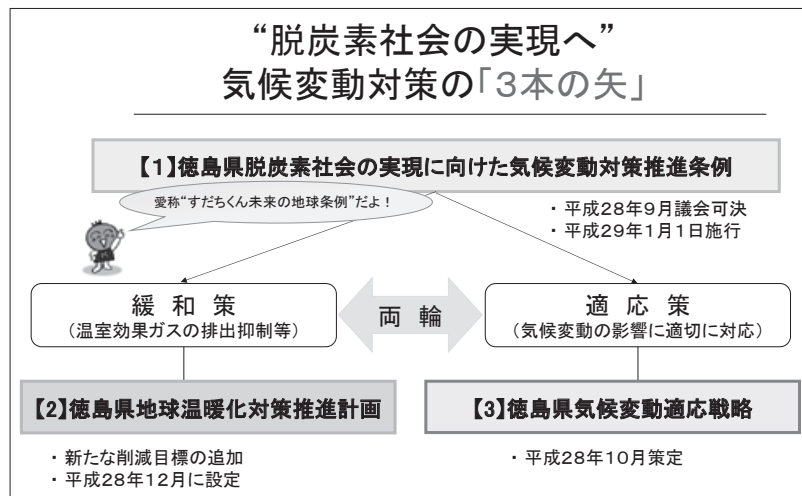
(3) 国の動き

また、国においては、平成27年に温室効果ガスの排出を「2030年度に、2013年度比26%削減」との目標を「約束草案」として国連へ提出して以降、その具現化を図る「地球温暖化対策計画」の策定や、気候変動の影響に対し基本的な考え方や分野別施策を示した、政府として初の「適応計画」の策定など、新たな目標や計画が次々と示されているところです。

2 徳島県における気候変動対策「3本の矢」

徳島県では平成20年10月、当時、地球温暖化対策を制度化した条例としては、中四国初となる「徳島県地球温暖化対策推進条例」を制定し、これまで県民総ぐるみで取り組んできましたが、近年の国内外における大きな動きを踏まえ、この機を逃すことなく、取り組みをより一層加速化させるため、(1) 気候変動対策に関する「新たな条例」の制定、(2) 国の目標を上回る、意欲的な「温室効果ガス削減目標の設定」、(3) 豪雨や猛暑など気候変動の影響に適切に対応する「気候変

動適応戦略」の策定を「3本の矢」として、「脱炭素社会」の土台づくりに、スピード感を持って取り組んできました。



徳島県が取り組む気候変動対策の「3本の矢」

3 条例の内容

(1) 条例の構成

条例は、「前文」のほか温室効果ガスの排出抑制等を図る「気候変動の緩和に係る対策(第3章)」と影響に適切に対応する「気候変

動への適応に係る対策(第4章)」を中心に、全69条で構成しています。

「前文」では、現在、気候変動が自然界全体を大きく揺るがす重大な脅威となっていること、「パリ協定」の採択により脱炭素社会の実現に向け、世界が歴史的な第1歩を踏み出したこと、そして、本県は県民・事業者を始めあらゆる主体が推進役となり、「環境首都とくしま」として進取の気概を持ち、地球規模での気候変動対策を牽引していくことの強い決意を述べています。

また、「基本理念(第3条)」として、(1) 「緩和策」と「適応策」を両輪とした施策の展開、(2) 県民・事業者が主役となった「県民総活躍」による社会的機運の醸成、(3) 再生可能エネルギーや森林資源など本県ならではの「地域資源の活用による地域の課題解決への貢献」を掲げています。

(2) 条例の特徴

条例の特徴としては、①「パリ協定」で合意された「脱炭素社会の実現」をいち早く掲げたこと、②究極のクリーンエネルギー「水素エネルギー」について最大限の導入に取り組むこと、③適応策を体系的に進めるための「基本方針」を条例に位置付け、「緩和策」と「適応策」を両輪として気候変動対策を展開

●条文前文（抜粋）

- 近年、各地で豪雨や干ばつ、生態系の変化などが発生するとともに、近い将来、食糧危機や健康被害など更なる危険性が增大しており、気候変動は自然界を揺るがす重大な脅威となっている。
- 2015 年末、COP21 パリ協定では、この危機的状況を打破すべく、「今世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロ」とすることを目指し、世界全体が脱炭素社会への一歩を踏み出した。
- この社会の実現は、私たちの行動いかにかかっており、今こそが気候変動の脅威に立ち向かうため行動を起こすときであり、百年後、人類が存続しうるか否かの大きな分岐点に差し掛かっている。
- 本県においては、地域資源、潜在力を最大限に活用するとともに、あらゆる主体が推進役となり、脱炭素社会の実現へ、環境首都としての進取の気概を持ち、本県こそがこの危機を救うべく、地球規模での気候変動対策を牽引することを強く決意して、条例を制定する。

●条文構成

- 前文
- 第一章 総 則
- 第二章 気候変動対策に関する基本方針等
- 第三章 気候変動の緩和に係る対策
 - 第一節 県民生活に係る対策
 - 第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮
 - 第二款 温室効果ガスの排出削減計画書
 - 第三款 建築物に係る配慮
 - 第四款 交通及びまちづくりに係る配慮
 - 第二節 再生可能エネルギー等に係る対策
 - 第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
 - 第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策
- 第四章 気候変動への適応に係る対策
 - 第一節 気候変動への適応に関する基本的施策
 - 第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究
- 第五章 環境教育等の推進
- 第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
- 第七章 雑則
- 第八章 罰則
- 附則

すること、この3点を全国初の規定として盛り込んでいます。

また、この条例を県民の皆様身近なものとして親しみを持っていただくため、愛称を公募したところ、21都道府県から、117件の御応募をいただきました。その中から、県内の大学生の「すだちくんを入れると親しみやすい」等の意見を反映し、「すだちくん未来の地球条例」を愛称として決定しました。

(3) 気候変動の緩和に係る対策（第3章）
 ↳温室効果ガス排出実質ゼロへ、「緩和策」の進化↳

「緩和策」として、まずは、エシカル消費⁽¹⁾を始めとする新たな価値観の共有により、県民、事業者の方々の「意識の変革」を促すとともに、自らのエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を把握することで、徹底した省エネやエネルギーの効率的利用に取り組んでいただくこととしています。これに関連し、事業者の方々には「温室効果ガスの排出削減計画書」など、これまで大規模な事業者や建築物に対して提出義務を課していた各種計画書・報告書を、一定の規模未満の事業者等においても任意で提出できるよう計画書制度を拡大し、事業活動における温室効果ガス削減の取組を後押しすることとしています。



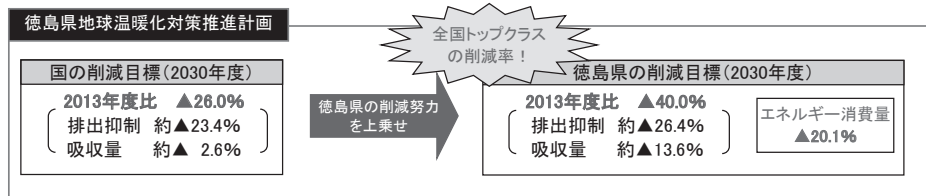
「自然エネルギー由来・水素ステーション」を中四国で初めて設置、FCV 6台を公用車として導入

次に、再生可能エネルギーについては、34道府県、約200の事業者からなる自然エネルギー協議会会長県として、これまで国に対しスピーディーかつタイムリーな政策提言を行うとともに、再生可能エネルギーによる電力自給率について国を上回る目標を掲げるなど、率先して取り組んできたところです。こうした取組をさらに進化させるため、「電力自給率に関する目標」を条例に位置付けるとともに、全国トップクラスの年間日照時間など本県の高いポテンシャルを活かし、家庭生活及び事業活動における積極的な利用を推進

するとともに、「エネルギーの地産地消」「未利用エネルギーの有効活用」について取り組むこととしています。

また、水素ステーションの設置や燃料自動車の公用車への導入など、本県が全国に先駆けて取り組んでいる「水素エネルギー」について、その利用促進を規定し、「水素グリッド社会」の実現に向けサプライチェーンの構築や、県民、事業者の方々に理解を深めていただくための情報提供、普及啓発を行うこととしています。

そして、本県は、県土面積の75%を森林が占める全国有数の「森林大県」であることから、その強みを活かした「徳島ならではの」取組として、県民、事業者の方々との連携・協働による森林の整備「とくしま協働の森づ



脱炭素社会の実現に向けた「新たな削減目標の設定」と施策展開（抜粋）

くり」を推進するとともに、県内の森林保全・整備に貢献できる「カーボン・オフセット(温室効果ガスの排出量の埋め合わせ)」の仕組みを日常の様々な場面で取り入れ、広く参加し協力していただくこととしています。

さらに、二酸化炭素の数千倍以上の温室効果を有するともいわれるフロン類の排出抑制に関する対策や、3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)の推進、食品関連事業者や学校等と連携した食品ロス対策についても定めています。

なお、「緩和策」に関し、条例に基づく基本方針として定めている「徳島県地球温暖化対策推進計画」においては、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030年度までに、2013年度比40%削減」とし、全国トップクラスの高い削減率を掲げています(平成28年12月設定)。目標の達成に向け、あらゆる政策を総動員し、民生部門の対策強化を中心とした「削減努力」及び、森林整備・保全の推進による「吸収努力」に取り組むこととしています。

(4) 気候変動への適応に係る対策(第4章)
 〓 未来を守る「適応策」の本格導入〓
 IPCC第5次評価報告書²⁾では、「将来、温室効果ガスの排出量がどのような削減シナ

リオをとったとしても世界平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなる」と予測しており、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適切に対応する「適応策」が求められているところです。また、気候変動の影響は、地勢、産業、人口構成等の地域特性や、その地域が有する脆弱性によって内容が異なるため、適応策は地域において主体的に取り組むことが重要となります。

こうしたことから、本条例では、「適応策」に関する基本方針を条例に位置付けるとともに、適応に関する基本的施策や県民等の理解の促進等について規定しています。

まず、気候変動の影響によるリスクの低減と効果的活用の両面から対策を行うことを基本に、「県土保全分野」

徳島県気候変動適応戦略

| 対象分野 | 主な項目 |
|----------|----------------------------|
| 県土保全 | 河川・沿岸、山地・森林・農村、インフラ・ライフライン |
| 自然生態系 | 陸域生態系、沿岸生態系 |
| 水環境・水資源 | 水環境、水資源 |
| 健康 | 暑熱、感染症 |
| 産業経済 | 産業経済、観光、消費生活、その他県民生活に関するもの |
| 農林水産(食料) | 農業、水産業 |



徳島県気候変動適応戦略 (抜粋)

「生態系分野」「水環境・水資源分野」「健康分野」「農林水産分野(食料)」「産業経済分野」



気候変動に対応した品種開発等



自然災害に備えた防災・減災

の各分野における施策についてそれぞれ明らかにしています。

また、「適応策」については、まだまだ認知度が低い分野であることから、県民、事業者の方々の理解を深めていただけるよう、県は必要な支援を行うとともに、県民の皆様にはセミナーへの参加などを通じ理解を深め、「適応」を意識したライフ(ビジネス)スタイルの転換に努めていただくこととしています。

なお、本条例に基づく基本方針として「徳島県気候変動適応戦略」を策定しています(平成28年10月策定)。この戦略では、施策を展開する上での基本的な視点や、分野ごとの地域特性や将来予測、さらに影響に対する方向性や主な指標を取りまとめています。

(5) 環境教育等の推進(第5章)

環境教育及び環境学習の推進として、幼少期から高齢期まであらゆる世代に対応し得る環境教育等の体系化に取り組みとともに、専門的な知識・経験を有する人材や地域で活動するリーダーを育成し、これらの方々が活躍する場を創出することとしています。

また、条例では、環境教育等を担う拠点を整備することを規定しており、平成29年春には、気候変動対策の「最前線基地」として、新たに環境活動連携拠点をオープンすること

とされています。この連携拠点では、①「環境学習・教育」機能、②「普及啓発」機能、③「環境活動支援」機能、④「地域交流」機能、⑤「地域防災」機能を備えた施設として、「県民目線」や「現場主義」の視点に加え、「若者の価値観」を取り入れた環境教育や普及啓発に取り組むこととしています。

さらに、アースデイにちなみ、「4月22日」を「地球環境を守る日」と定めています。県民の方々の地球環境保全行動への意欲が高まるよう、県内各地において、この趣旨にふさわしい行事を実施することとしています。



新たな環境活動連携拠点「新・エコみらいとくしま」

(6) 顕彰等 (第6章)

事業者の方々の温室効果ガスの削減努力を「見える化」するため、気候変動対策に貢献する企業や団体を表彰する新たな顕彰制度を創設することとしています。また、温室効果ガス削減に取り組む事業者の積極的な公表や活動事例の発表の機会を創出し、ロールモデルとして広く情報発信をしたいと考えています。

4 課題と今後の展望

条例の制定は、「脱炭素社会の実現」へのスタートラインであり、今後は、いかにして県民や事業者の方々の理解を深め、行動に結び付けていただくかが重要であると考えています。

本県としては、自然エネルギー協議会会長県として、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入をより一層加速化させるとともに、県民や事業者の方々に気候変動対策を推進するための「サポーター」「パートナー」と位置付け、新たな連携策に取り組むなど、「県民総活躍」による社会的機運を盛り上げ、「環境首都」を標榜する本県こそが全国をリードすることはもとより、「世界に貢献する」という強い気概を持って、「脱炭素社会の実現」に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えています。

注

(1) 人、社会、環境に配慮した消費行動をすること。

(2) <http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar5/index.html>